

石綿ばく露防止対策等に係る論点整理（案）（建築物等の解体等作業以外）

○ 吹き付け石綿が使用されている建物等の管理（10 条関係）

(1) 現状と課題

エレベーター保守点検等について

- ・ 石綿則第 10 条第 2 項に、臨時の作業に従事させる場合の措置について規定されており、エレベーターの昇降路等における設備の点検、補修等の作業、掃除の作業等が含まれる。
- ・ エレベーターの昇降路、機械室における石綿粉じん濃度は、定常状態においては問題ないレベルであるものの、清掃作業においては濃度が高くなることもある。
- ・ 業界においても、「保守作業内容と着用保護具のガイドライン」を策定し、取り組んでいる。

(2) 検討事項

- ・ 1975 年以前に、吹き付けアスベストが使用されていた時期のエレベーターのうち、今現在でも除去、封じ込め等を行っていないエレベーターは全国でどのくらい残っているのか。

○ 廃棄物の処理、運搬（13 条、32 条、44 条関係）

(1) 現状と課題

ア 石綿含有廃棄物の運搬について

- ・ 石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿等の粉じんが発散するおそれがないように、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をしなければならないと規定されている（石綿則第 32 条第 1 項）。容器又は包装の見やすい箇所に石綿等が入っていること及びその取扱い上の注意事項を表示しなければならないと規定されている（石綿則第 32 条第 2 項）。
- ・ 廃掃法関係法令においては、収集又は運搬を行う者は特別管理産業廃棄物の種類等を文書に記載し当該文書を携帯すること、ただし、運搬容器に当該事項が表示されている場合は、この限りでない、とされている（廃掃法施行令第 4 条の 2 第 1 号、第 6 条の 5 第 1 項）。
- ・ 運搬については、廃石綿等については二重袋に梱包する等の措置が、石綿含有廃棄物については原形のまま整然と積込み等を行いシート掛け等の措置が、それぞれ義務づけられており、飛散防止対策が行われている。

イ 廃棄物処理施設でのばく露防止について

- ・ 溶融化処理施設での残滓物の取り出し等の作業は石綿則第 13 条に掲げる作業には該当しない（湿潤化の措置、呼吸用保護具の着用は求められない）（溶融処理を行った場合は、その他の産業廃棄物として運搬等ができる）。
- ・ 廃掃法関係法令においては、溶融施設にあつては、排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができ

る排ガス処理設備が設けられていること、破碎を行う場合にあっては、破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器等が設けられている等の破碎設備が設けられていること等が定められている（廃掃法施行規則第12条の2第13項）。

→ 溶融炉に入れるために、前処理として破碎することが必要になった際に、その施設の中の濃度や、破碎したときに集塵機から出てくる濃度が、どのくらい高い濃度なのか、何らかの対策が必要なのか。

ウ 最終処分場での石綿含有廃棄物の処理に係るばく露防止について

- ・ 廃掃法関係法令においては、廃石綿等の埋立処分を行う場合には、大気中に飛散しないように、あらかじめ、耐水性の材料で二重にこん包すること又は固型化すること及び埋立処分は、最終処分場のうちの一定の場所において、かつ、当該廃石綿等が分散しないように行うこととされている（廃掃法施行令第6条の5第3号ル）。
- ・ 埋立においては、土をかぶせてから転圧を行っており、石綿の飛散を防止している。

(2) 検討事項

- ・ 環境省が作成した「石綿含有廃棄物等処理マニュアル」（平成19年3月）において、溶融処理の前処理として必要な破碎を行う場合にあっては、以下の要件を備えた破碎設備が必要であることとされている。（廃掃法施行規則第12条の2第13条）

- ① 投入する廃棄物に、破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するモニター等の設備を備えるなど、必要な措置が講じられていること。
- ② 破碎設備は、石綿含有廃棄物等が飛散しないよう建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有廃棄物等が飛散しないように破碎設備と一体になった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。
- ③ 破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。

これらの要件については、溶融施設に係る許可時に併せて審査を行うこととされている。

→ 全国で許可されている溶融施設において、労働者に対するばく露防止対策がどのように措置されているか、実態の確認が必要ではないか。

○ 吹き付け石綿等が使用された船舶等の解体等の作業におけるばく露防止について

(1) 現状と課題

- ・ 船舶等は「建築物又は工作物」に該当しないことから、事前調査や届出などの規制がかからない。
- ・ 船舶等の内部での作業は、石綿則が適用される建築物、工作物等の作業と同様

- ・ 業界では独自に「船舶における適正なアスベストの取扱いに関するマニュアル」を作成している。
- 国内において、船舶の解体は少ないかもしれないが、改修については国内でも件数があるのではないか。

(2) 検討事項

- ・ 吹き付け石綿等が使用された船舶の解体、改修の件数は、国内において、現状でどのくらいあるのか。また、今後どのくらい見込まれるのか。